

建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請負う建設業者（以下「契約者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業。以下「債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「強化融資制度」という。）を利用する場合における、松山市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続について必要な事項を定めるものとする。

（債権譲渡の対象建設工事）

第2条 債権譲渡の対象となる建設工事は、当初請負代金額が200万円を超え、かつ、履行期間が90日以上のものとする。ただし、次に掲げる建設工事を除く。

- (1) 低入札価格調査の対象となった建設工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする建設工事
- (3) 契約者の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある建設工事

（債権譲渡先）

第3条 契約者からの債権譲渡先として認められる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 愛媛県建設業協同組合連合会
- (2) 株式会社建設総合サービス

（譲渡債権の範囲）

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合における契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約

金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 謙渡される工事請負代金債権の額は、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合にはその金額による。

(債権譲渡の承諾時期)

第5条 債権譲渡の承諾は、次の条件を全て満たしていなければ承諾しない。

- (1) 当該建設工事の出来高が2分の1に達していること。
- (2) 履行期間の最終日から15日以前に債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）を契約担当課へ提出していること。

- 2 承諾に当たっての出来高の確認については、工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の申請書類)

第6条 債権譲渡の承諾申請に当たっては、必要に応じ当該建設工事毎に次の各号に掲げる書類を契約者及び第3条に定める債権譲渡先（以下「県連合会等」という。）から共同で提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 契約者と県連合会等間で押印済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の契約者及び県連合会等の印鑑証明書 各1通
ただし、県連合会等については初めて提出された以降、印鑑証明書の内容が変わらない場合には、提出を求めないことができる。
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている建設工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
- (6) 支払状況・支払計画書 1通
- (7) 受益の意思表示 各1通

(債権譲渡承諾の処理手順)

第7条 債権譲渡の承諾事務は、契約担当課において行うものとする。

- 2 承諾事務は、以下の手順で行うものとする。

- (1) 前条に規定する申請書類受理後、第8条に規定する事項を確認したうえで速やかに承諾のための手続を行うこと。

- (2) 工事請負代金債権譲渡に係る承諾事務チェックリスト（様式第4号）及び債権譲渡整理簿（様式第5号）により、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
- (3) 債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1号）の確定日付欄に確定日付を、承諾番号欄に年度毎に始まる通し番号を記載し押印のうえ、契約者及び県連合会等に、各1通交付するとともに、1通を保管すること。

（申請書類の確認時における留意点）

第8条 申請書類の確認は、以下の点に留意し行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）が提出されていること。
- ア 様式第1号を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。
- イ 契約者及び県連合会等の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。
- ウ 契約締結日、工事名、工事場所、履行期間に誤りがなく、かつ、第2条に規定する対象建設工事であること。
- エ 請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、当該工事請負契約に基づき契約者が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 債務保証事業にあっては、債権譲渡契約証書において、原則として、次の各号のいずれかの下請負人保護方策が講じられていること。
- ア 契約者が倒産等により下請負人等への支払ができなくなった場合には、県連合会等が市から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、県連合会等が契約者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約
- イ 契約者が倒産等により下請負人等への支払ができなくなった場合には、県連合会等が市から受け取る当該工事請負代金額から契約者への貸付金を精算の上、県連合会等が残余の部分を契約者に代わって下請負人等に支払う旨の特約
- (3) 発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている建設工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

(5) 当該請負契約が解除されていないこと, 又は契約約款第 46 条第 1 項各号及び第 47 条第 1 項各号に該当するおそれがないこと。

(6) 工事履行報告書（様式第 2 号）により, 当該工事の出来高が 2 分の 1 に達していることを確認できること。

(7) 履行期間の最終日から 15 日以前に債権譲渡承諾依頼書（様式第 1 号）を契約担当課へ提出していること。

（債権譲渡の不承諾）

第 9 条 第 6 条に規定する申請書類の提出が無い場合, 又は前条に規定する事項の確認ができない場合には, 債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合には, 速やかに, 契約者及び県連合会等に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第 3 号）を交付しなければならない。

（出来高確認）

第 10 条 債務保証事業又は強化融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は, 県連合会等が当該出来高確認を行う。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現地確認の必要がある場合は, 県連合会等は契約担当課に対して工事出来形査定協力依頼書（様式第 8 号）を提出しなければならない。この場合において, 契約担当課は, 当該建設工事の監督を所管する課と協議の上, 工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認しなければならない。

（融資実行の報告）

第 11 条 契約者及び県連合会等は, 市の債権譲渡の承諾を受けた後, 金銭消費貸借契約を締結し当該契約に基づく融資が実行された場合には, 速やかに連署にて契約担当課に融資実行報告書（様式第 6 号）及び支払状況・支払計画書を提出しなければならない。

（債権金額の請求）

第 12 条 県連合会等は, 契約者が市による工事完成検査に合格した後, はじめて債権金額の請求ができるものとする。

2 債権譲渡を受けた県連合会等からの債権金額の請求に当たっては, 以下の書類を契約担当課に提出させるものとする。

(1) 請求書（様式第 7 号） 1 通

- (2) 発注者の押印がある債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し 1通
- 3 契約者は、市が債権譲渡の承諾を行った日以後は、契約約款第34条に規定する前金払及び中間前払金並びに同第37条に規定する部分払金の請求をすることはできないものとする。

（請求書類の確認事項）

第13条 県連合会等から債権金額の請求があった場合、契約担当課は、提出された請求書（様式第7号）及び当該請求書に添付された債権譲渡承諾書（様式第1号）の写しにより、請求者の請求権及び債権金額等を工事請負代金債権譲渡に係る承諾事務チェックリスト（様式第4号）を使用して確認の上、所定の手続きを経て請負代金を支払うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 債務保証事業にあっては、第8条第2号の規定にかかわらず、契約者が倒産した場合の下請負人保護方策の確認については、当分の間、次の事項を確認することで代えることができる。

融資時に契約者が県連合会等に対して下請負人等への支払計画書等の提出を行い、かつ、契約者と県連合会等との間の債権譲渡契約において、県連合会等が市から受け取る当該工事請負代金額から契約者への貸付金を精算の上、契約者の倒産による任意整理において、残余の部分を県連合会等が契約者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められていること。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成21年1月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に従前の規定によりされた手続その他の行為は、この要領の

相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この要領の施行の際、現に従前の規定により承諾中のものについては、なお従前の例による。
- 4 この要領の施行前に従前の規定により作成した様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前の公告又は通知に係る契約については、なお従前の例による。